

独立行政法人統計センター業務の民間開放について（案）

平成18年11月 日
総務省統計局

「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月閣議決定）に基づく独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）の業務の民間開放に向けた必要な方策を、以下のとおり取りまとめる。

1. 民間開放に向けた基本的な考え方

統計センターは、統計局が所管する国勢の基本に関する統計調査の製表（調査票から統計を作成するまでの一連の業務）、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて行う製表（受託製表）の業務等を実施している。

これらの業務に関しては、従前から調査票のデータ入力やシステムの運用管理等の業務の民間委託を実施するなどにより効率化を推進してきたところである。しかしながら、厳しい行財政事情の下にあって、統計制度改革の議論の中で指摘されている新たな統計の整備等の諸課題への対応も求められており、民間事業者の創意と工夫を活用して業務運営の一層の効率化を実現することが必要となっている。

このため、統計センターの業務について、業務の種類、性格、専門性等を勘案し、業務運営の一層の効率化の観点から、官民競争入札、民間競争入札その他の民間開放（以下「民間開放」という。）を推進することとする。

また、この具体化に当たっては、平成19年度の中期目標期間終了に伴う統計センターの組織・業務全般の見直しも視野に入れる必要がある。

2. 民間開放に求められるもの

統計局が実施する国勢調査等の統計調査の結果は、議員定数や市の要件を定める法定人口として、また、景気判断や年金等の給付額の決定等の各種の政策判断に不可欠な指標として、広く用いられている。また、各種の政策ニーズや多様な利用に対応する観点から、地域別、産業・職業別等の詳細な結果の作成も必要となる。こうした政策ニーズや多様な利用に対応するため、これらの製表においては、一定の期間内に結果を提供することに加え、徹底した審査等による統計の正確性の確保、厳格な情報管理等による統計の信頼性の確保を図りつつ、確実かつ安定的に実施することが求められている。

また、受託製表についても、統計センターは、受託者として統計の正確性、信頼性の確保に責任を果たす必要がある。

さらに、上述したように、統計センターの業務運営について一層の効率化が求められていることを踏まえれば、統計センターにおける業務のほとんどを占める（ ）製表について、正確性や信頼性等の品質の維持向上と業務運営の効率化との両立を図りつつ民間開放を行う必要がある。

職員の9割以上が製表の業務に従事

3. 業務の種類等に応じた検討

(1) 製表に係る業務の種類等

統計センターにおける製表に係る業務については、「管理・企画」（業務計画の作成、関係機関との調整、各種の基準の企画、品質管理、人材育成等）、「調査票の受付・整理」、「調査票のデータ入力」、「分類符号の格付（符号格付）」（調査票に記入された産業・職業等の内容を一定の分類基準に従って統計処理が可能となるように分類）、「審査」（調査票の記入漏れ、記入内容の矛盾を訂正するデータチェック審査、結果数値の妥当性を審査する結果表の集計・審査）に区分して民間開放の検討を行うこととする。

なお、この検討に当たっては、調査の性格（規模、製表期間等）に留意しつつ検討を進める必要があり、特に、調査票が提出されてから公表までの期間が半月程度しかない（製表期間が実質10日前後）調査については、問題が発生しても製表のやり直しが事実上不可能であることに留意する必要がある。

(2) 業務の種類等に応じた検討

調査票の受付・整理、データ入力

既に民間委託を実施している「調査票のデータ入力」に加え、「調査票の受付・整理」については、情報管理の徹底を図る観点から、民間事業者における情報管理体制の確認を行う等の措置を講じることにより、民間開放が可能と考えられる。したがって、このような措置を講じた上で、平成19年度の大規模周期調査（就業構造基本調査、全国物価統計調査）の民間開放を進めていくこととする。

符号格付

「符号格付」については、以下のような検討事項等はあるが、適切な分類基準や資格要件等の条件の設定等の措置により、民間開放を推進していくことは可能と考えられる。このため、民間事業者の能力等について平成19年度前半に実証的な検証を行った上で、各調査の性格に応じて品質の維持向上及び業務運営の効率化が図られることが見込まれるものから、民間開放を進めていくこととする。

（検討事項等）

- ・ 統計センターがヒアリングした民間事業者においては、統計局の統計調査に用いられる産業・職業分類等に類似した符号格付の経験が少なく、製表の実施体制も比較的小規模であったことから、民間事業者の業務遂行能力、民間開放による効率化の効果等について、実際に業務を民間事業者に委託し、統計センターの実績と比較すること等による実証的な検証を行うことが必要
- ・ 民間事業者が分類基準等によって分類できないものがどの程度存在するか、これに対し、統計センターはどのように対応することが適当か、検討することが必要

管理・企画、審査

「管理・企画」、「審査」の民間開放については、以下のような検討事項等について更に精査する必要があるため、引き続き検討を行い、平成19年6月末までに統計局としての考え方を整理する。

(検討事項等)

- ・ 各種基準の企画等に、民間事業者はいかに参画し得るか。その場合に、結果の正確性等への責任をいかにして果たすか
- ・ 審査に民間事業者はいかに参画し得るか。その場合、民間事業者の履行状況をどのように確認すべきか、また、結果の正確性等への責任をいかにして果たすか
- ・ 民間開放によって効率化の効果が見込まれるのはどのような業務か 等

4 . 民間開放に向けた方策

(1) 調査票の受付・整理、データ入力

データ入力(既に一般競争入札により民間事業者に委託)に加えて、平成19年度に実施する大規模周期調査(就業構造基本調査、全国物価統計調査)の調査票の受付・整理についても併せて民間事業者に委託を行うこととする。

(2) 符号格付(実証的な検証)

対象業務

符号格付業務の民間開放の具体化に向けて、民間事業者が業務を実施した場合の結果精度や、民間開放による効率化の効果等について、実際に業務を民間事業者に委託し、統計センターの実績と比較すること等により、実証的に検証することが必要である。

このため、ア)統計局所管の調査で最も多く用いられる符号格付(産業、職業分類)を処理するものであること、イ)大規模周期調査に伴う規模の大きな製表業務であることを考慮して、平成17年国勢調査の抽出詳細集計の一部の符号格付業務を対象に、実際の製表業務の一部を試行的に民間事業者に委託し、実証的な検証を行うこととする。

スケジュール

上記実証的な検証の取組は、平成19年度の組織・業務全般の見直しにも資することが可能なスケジュールで実施する必要がある。このため、平成18年度中に入札を行い、平成19年度前半までに結果の把握・検証を完了させることとする。

(3) 管理・企画、審査

調査票の受付・整理、データ入力、符号格付以外の業務の民間開放については、3.で述べたような検討事項等があり、民間事業者への更なる詳細なヒアリング、有識者からの意見聴取等により業務の全般的な検討を進め、平成19年度の組織・業務全般の見直し()にも資するよう、民間開放に対する考え方について平成19年6月末までに整理することとする。

平成19年度の組織・業務全般の見直しに当たっては、個々の業務の民間開放の考え方を踏まえつつ、統計作成過程全体を視野に入れて製表を合理化・効率化するための中長期的な方策、統計の利用・提供の在り方、組織の在り方等を含めて検討することとする。

統計センター業務の民間開放について(案)

平成18年11月

総務省統計局

民間開放の基本的な考え方

民間開放に向けて

基本認識

厳しい行財政事情の下、諸課題に対応していくため、民間事業者の創意と工夫を活用した効率化を推進



「規制改革・民間開放3か年計画（再改定）」を踏まえ検討

民間開放に求められるもの

政府の重要統計は、

- ・ 議員定数等の法定人口の確定
- ・ 景気判断や年金等の給付額決定
- ・ 各種の政策判断

などに不可欠の指標等として広く活用



製表の民間開放に 求められるもの

- ・ 正確性・信頼性等の品質の維持向上
- ・ 業務運営の一層の効率化

の両立

業務の種類に応じた検討

業務の内容		業務の種類に応じた検討等
調査票の 受付・入力	調査票の受付・整理	<p>民間開放を推進</p> <p>データ入力（既に民間委託）に加え、平成19年度に実施する大規模周期調査（就業構造基本調査、全国物価統計調査）の受付・整理も併せて民間委託</p>
	調査票データの入力	
符号格付		<p>民間事業者の能力等の検証を行った上で、各調査の性格（規模、製表期間等）等に応じ、品質の維持向上、効率化が図られることが見込まれるものから、民間開放を推進</p> <p>試行的な民間委託事業により検証（平成18年度中に入札し、19年度前半までに結果を把握・分析）</p>
管理・企画	計画・調整	<p>民間開放については、以下のような検討事項等について更に精査（平成19年6月末までに総務省統計局としての考え方を整理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種基準の企画等に、民間事業者はいかに参画し得るか。その場合に、結果の正確性等への責任をいかに果たすか 審査に民間事業者はいかに参画し得るか。その場合、民間事業者の履行状況をどのように確認すべきか、また、結果の正確性等への責任をいかに果たすか
	各種基準の企画・作成等	
	品質管理等	
審査	人材育成等	<p>民間開放については、以下のような検討事項等について更に精査（平成19年6月末までに総務省統計局としての考え方を整理）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種基準の企画等に、民間事業者はいかに参画し得るか。その場合に、結果の正確性等への責任をいかに果たすか 審査に民間事業者はいかに参画し得るか。その場合、民間事業者の履行状況をどのように確認すべきか、また、結果の正確性等への責任をいかに果たすか
	データチェック審査	
	結果表の審査	

今後のスケジュール

18年度後半

19年度前半

19年度後半

実証的な検証

国勢調査の抽出詳細
集計の一部を委託

入札

委託
事業

中間報告

最終報告

組織・業務
見直しの
具体化
(民間開放
の推進を
含む)

幅広い検討

統計センター業務の全般的な検討
統計作成の中長期的な効率化方策

有識者の意見聴取
民間事業者のヒアリング

見直しに
資するよう、
民間開放の
考え方を
整理

検証結果も
踏まえて、
必要に応じ
左記考え方
を修正

見直し勧告

(政策評価・独立行政法人評価委員会)

組織・業務の見直し

個別独立行政法人の見直し
当初案（主務大臣）

見直し当初案
をベースにし
た個別の議論

見直し
措置

(参考) 実証的な検証(案)

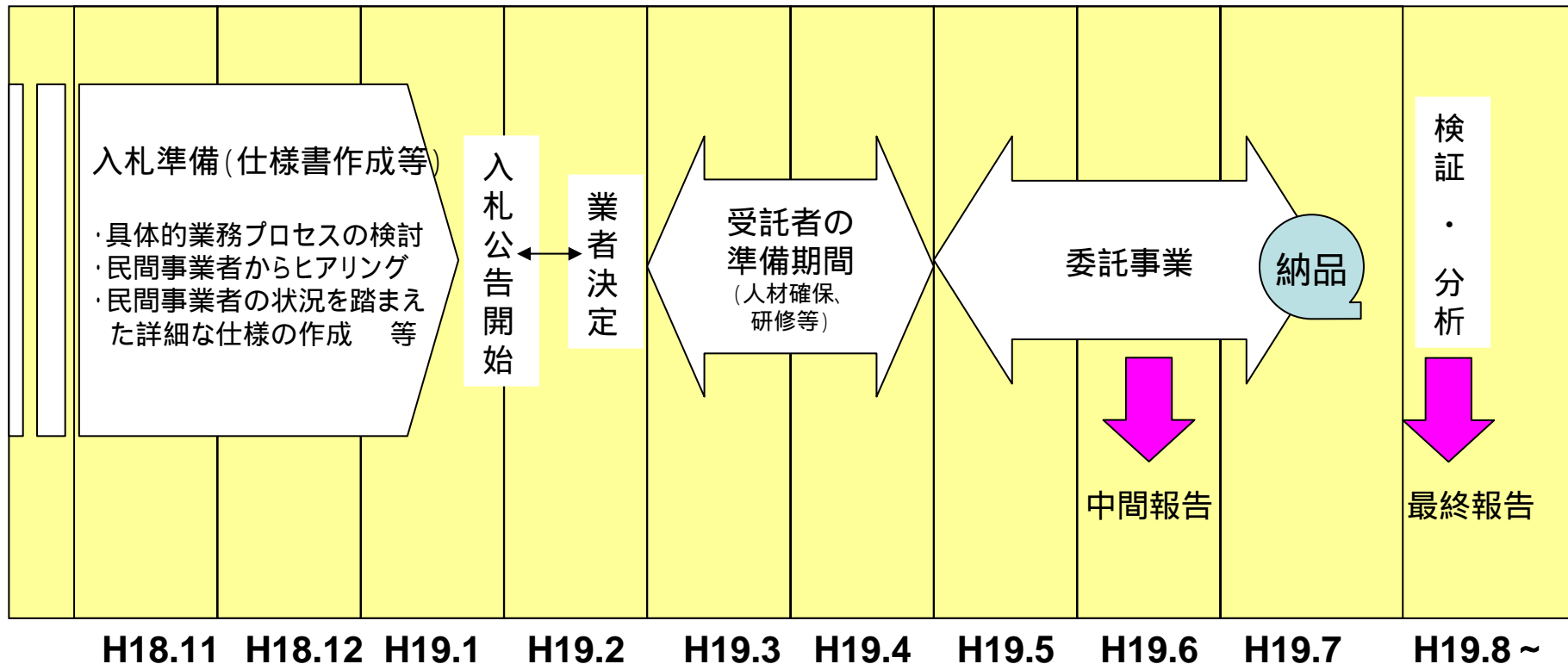
< 対象 >

平成17年国勢調査の抽出詳細集計の一部を委託(2～3県分約10～15万件を予定)

< 業務内容 >

産業小分類(228区分)及び職業小分類(274区分)の符号格付

< スケジュールの概要 >



抽出詳細集計は第3次基本集計が終了した都道府県から順次実施することとしており、当該検証は、平成18年度の段階で3次基本集計が完了する予定の都道府県を対象としている。